

第65回 北九州市都市計画審議会

(審議概要)

(1) 会議の日時・場所 平成28年 5月11日(水) 14:00～
 ホテルクラウンパレス小倉 2階

(2)出席した委員および臨時委員の氏名

	氏名	役	職	出欠
1	赤川 貴雄	北九州市立大学国際環境工学部建築デザイン学科	准教授	○
2	井上 龍子	八幡駅前開発株式会社	代表取締役社長	○
3	内田 晃	北九州市立大学地域戦略研究所	教授	○
4	籠田 淳子	福岡県建築士会北九州地域会	副代表	×
5	白木 裕子	一般社団法人日本介護支援専門員協会	理事	○
6	神 陽子	九州国際大学法学部	准教授	○
7	寺町 賢一	九州工業大学大学院工学研究院建設社会工学研究系	准教授	○
8	中村 雄美子	NPO法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee	代表理事	×
9	林田 法恵	北九州商工会議所女性会	副会長	○
10	原賀 美紀	産業医科大学産業保健学部	准教授	○
11	原田 美紀	原田・川原法律事務所	弁護士	○
12	久野 善隆	北九州市西部農業委員会	会長	○
13	福山 節子	福岡県不動産鑑定士協会北九州支部	不動産鑑定士	○
14	柳井 雅人	北九州市立大学経済学部	教授	○
15	戸町 武弘	北九州市議会議員	自由民主党	○
16	山本 眞智子	北九州市議会議員	公明党	○
17	香月 耕治	北九州市議会議員	自由民主党	○
18	世良 俊明	北九州市議会議員	ハートフル北九州	○
19	木下 幸子	北九州市議会議員	公明党	○
20	石田 康高	北九州市議会議員	日本共産党	○
21	高山 勲	福岡県警察本部	交通部長	代
22	永井 博文	北九州市自治会総連合会	会長	○
23	築別 悦子	北九州市女性団体連絡会議	会長	○
24	岩下 陽市	公募		○

※ ○は出席、×が欠席、代は代理出席を表す。

(3)議事要旨

別紙のとおり

議題

付議事項

- (1) 議題第285号 北九州都市計画用途地域の変更について
北九州学術研究都市南部地区【八幡西区】
北九州学術研究都市北部地区【若松区】
- (2) 議題第286号 北九州都市計画地区計画の変更について
北九州学術研究都市南部地区【若松区・八幡西区】
- (3) 議題第287号 北九州都市計画地区計画の変更について
北九州学術研究都市北部地区【若松区・八幡西区】
- (4) 議題第288号 北九州都市計画道路の変更について
都市計画道路5号線ほか13路線【八幡東区ほか】

第 65 回北九州市都市計画審議会 議事要旨
(主な質問・意見と回答)

議題第 285 号 北九州都市計画用途地域の変更について

北九州学術研究都市南部地区（八幡西区）

北九州学術研究都市北部地区（若松区）

○質問

1. 北九州学術研究都市北部地区における用途変更により、第一種低層住居専用地域から準工業地域となる地域の中に、環境影響評価において保全を図るべき緑地が含まれている。この緑地の保全方法について。

●回答

1. この緑地は当該地区に係る地区計画の中で、緑地として地区施設に定め、保全する計画である。

議題第 286 号 北九州都市計画地区計画の変更について

北九州学術研究都市南部地区【若松区・八幡西区】

○質問・意見 なし

議題第 287 号 北九州都市計画地区計画の変更について

北九州学術研究都市北部地区【若松区・八幡西区】

○質問

2. 当初、現行の地区計画のまま建築できる 600 m²未満の消防署を想定していたが、急激な住宅化により、600 m²を超える消防署、出張所等が必要となったため、計画を変更すると理解してよいか。
3. 緑地は民間所有地なのか。
4. 大学・関連施設地区に隣接する土地を購入した方に対し、将来、大学・研究機関が立地することについて、説明を行っているのか。

●回答

2. 消防署を具体的に計画する段階で、600 m²を超える面積が必要となったものである。
3. 緑地は全て市の所有となる予定である。
4. 大学・関連施設地区の将来的な土地利用計画については、これまでに事業説明の中で説明を行ってきており、今回の用途及び地区計画の変更に関しても、地元の方から特に意見は出ていない。

議題第 288 号 北九州都市計画道路の変更について

都市計画道路 5 号線ほか 13 路線【八幡東区ほか】

○質問

5. 費用対効果を算出する際の便益の算出方法について。また、便益の中に将来的な見通しは含まれているのか。
6. 今後、計画を変更したことについて、地権者等の関係者に伝える方法について。
7. 公聴会における公述内容をうかがいたい。
8. 廃止路線の延長、及び未整備区間等の割合（整備率）について。
9. 今後の再編予定について。

●回答

5. 便益は時間短縮による経済効果、交通事故の減少等を国で定めた算出方法をもとに金額化したものである。
便益と整備費用を比較した結果、便益が整備費用より小さいため、今回廃止するものである。
便益の中には、将来的な交通量等も踏まえており、再編の検討にあたっては、総合的に判断している。
6. 公示による周知とする。
7. 小倉南区と八幡西区を結ぶ 5 号線について、将来の市の発展にとって必要ではないかという意見をいただいている。
8. 平成 26 年度末で 49km を廃止。今回の廃止延長が約 30km、合計で約 79km の廃止となる。整備率は、平成 26 年度末で大体 77.7% である。
9. これまで再編の素案の中で早期に再編すべきと位置づけられた 5 地域を優先してきた。今後は、小倉の南東部地域、門司西部地域や、小倉都心、戸畑などの街なかのエリアについて、引き続き見直しを行う予定である。その後は、路線で見たときに漏れているものなどについて、検討を行っていく予定である。